

平成十年政令第二百六十三号

中心市街地の活性化に関する法律施行令

内閣は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)第四条第三項第三号及び第六号、第四項第三号及び第五号イ並びに第五項第七号、第七条第一項及び第三項、第十一项第三号、第十八条第一項、第二十条第四項(同法第二十一条第三項において準用する場合を含む。)、第二十四条、第二十五条、第二十六条第五項、第三十条第五項並びに第四十条の規定に基づき、この政令を制定する。

(中小企業者の範囲)

第一条 中心市街地の活性化に関する法律(以下「法」という。)第七条第一項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表

のとおりとする。

第二条 法第七条第十項第二号の事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会その他の政令で定める法人は、次のとおりとする。

第三条 法第七条第十項第二号の政令で定める組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会

第四条 法第七条第十項第二号の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものは、食品の小売業の振興を図ることを目的とする法人とする。

(貨物運送効率化事業に係る施設)

第五条 法第七条第十項第四号イの政令で定める施設は、特定の中心市街地からの貨物の集貨又は当該中心市街地への貨物の配達を継続して行う一般貨物自動車運送事業者(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第三条の許可を受けた者をいう。)又は第一種貨物利用運送事業者(貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業について同法第三条第一項の登録を受けた者をいう。)の全部又は大部分が利用するための施設とする。

(中心市街地の活性化に寄与し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する施設等)

第六条 法第九条第四項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

(中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用に係る国の補助)

第七条 法第三十条第二項の規定による国の方

公共団体に対する補助金の額は、中心市街地共

同住宅供給事業の実施に要する費用(共同住宅

の建設に係るものに限る。)のうち共同住宅の

共用部分及び入居者の共同の福祉のため必要な

施設であつて国土交通省令で定めるもの(以下

この条及び次条において「共同住宅の共用部分

等」という。)に係る費用に對して地方公共團

会に支拂ふべきもの(以下「共同住宅の共用部分等」とい

る。)の割合が二分の一未満となることが確実と認められること、持分会社(会社法(平成十七

年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規

定する持分会社をいう。第六条及び第十二条第

五項第二号において同じ。)にあってはその社

員(業務執行権を有しないものを除く。)に占

める大企業者の割合が二分の一未満であること

とする。

第七条 法第七条第十項第一号ロに規定する会

員についての政令で定める要件は、当該会社が

株式会社である場合にあっては、總株主の議決權

に占める市町村(組織しようとする中心市街地

のうち市町村があることとする。

第八条 法第十六条第一項の政令で定める者

は、一般社団法人又は一般財團法人である場

合にあっては、一般社団法人であつてその社員の

うちに市町村があることとする。

第九条 法第四十一条第一項第三号の政令で定

める基準は、第五条第一号に掲げる施設等につ

いては、次のとおりとする。

一 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設

けられた施設においては、道路の構造からみて道

路の構造又は交通に著しい支障のない場合を

除き、当該施設等を設けたときには自転車又は

歩行者が通行することができる部分の一方の

側の幅員が、国道(道路法(昭和二十七年法

律第八十号)第三条第二号に掲げる一般國

道をいう。)にあつては道路構造令(昭和四

十五年政令第三百二十号)第十条第三項本

文、第十条の二第二項又は第十二条第三項に

規定する幅員、都道府県道(同法第三条第三

号に掲げる都道府県道をいう。)又は市町村

道(同法第三条第四号に掲げる市町村道をい

う。)にあつてはこれらは規定に規定する幅

員を參照して同法第三条第三項の条例で定

める幅員であること。

一 広告塔又は看板の表示部分を車両(道路交

通法(昭和三十五年法律第百五号)第一条第

一項第八号に規定する車両をいう。)の運転

者から見えにくくするための措置が講ぜられ

ていること。

(中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用に係る国の補助)

第十条 法第三十四条第二項の規定による国の方

公共団体に対する補助金の額は、地方公共團

体が行う住宅の建設に要する費用のうち共同住

宅の共用部分等に係る費用の額に三分の一を乗

じて得た額とする。

(安全かつ円滑な交通を確保するために必要な補助)

第十一条 法第四十一条第一項第三号の政令で定

める基準は、第五条第一号に掲げる施設等につ

いては、次のとおりとする。

一 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設

けられた施設においては、道路の構造からみて道

路の構造又は交通に著しい支障のない場合を

除き、当該施設等を設けたときには自転車又は

歩行者が通行することができる部分の一方の

側の幅員が、国道(道路法(昭和二十七年法

律第八十号)第三条第二号に掲げる一般國

道をいう。)にあつては道路構造令(昭和四

十五年政令第三百二十号)第十条第三項本

文、第十条の二第二項又は第十二条第三項に

規定する幅員、都道府県道(同法第三条第三

号に掲げる都道府県道をいう。)又は市町村

道(同法第三条第四号に掲げる市町村道をい

う。)にあつてはこれらは規定に規定する幅

員を參照して同法第三条第三項の条例で定

める幅員であること。

一 広告塔又は看板の表示部分を車両(道路交

通法(昭和三十五年法律第百五号)第一条第

一項第八号に規定する車両をいう。)の運転

者から見えにくくするための措置が講ぜられ

ていること。

(中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用に係る国の補助)

第十二条 法第三十条第二項の規定による国の方

公共団体に対する補助金の額は、中心市街地共

同住宅供給事業の実施に要する費用(共同住宅

の建設に係るものに限る。)のうち共同住宅の

共用部分及び入居者の共同の福祉のため必要な

施設であつて国土交通省令で定めるもの(以下

この条及び次条において「共同住宅の共用部分

等」という。)に係る費用に對して地方公共團

会に支拂ふべきもの(以下「共同住宅の共用部分等」とい

る。)の割合が二分の一未満となることが確実と認められること、持分会社(会社法(平成十七

年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規

定する持分会社をいう。第六条及び第十二条第

五項第二号において同じ。)にあってはその社

員(業務執行権を有しないものを除く。)に占

める大企業者の割合が二分の一未満であること

とする。

第十三条 法第七条第十項第一号ロに規定する会

員についての政令で定める要件は、当該会社が

株式会社である場合にあっては、總株主の議決權

に占める市町村(組織しようとする中心市街地

のうち市町村があることとする。

第十四条 法第十六条第一項の政令で定める者

は、一般社団法人又は一般財團法人である場

合にあっては、一般社団法人であつてその社員の

うちに市町村があることとする。

第十五条 法第三十四条第二項の規定による国の方

公共団体に対する補助金の額は、地方公共團

体が行う住宅の建設に要する費用のうち共同住

宅の共用部分等に係る費用の三分の二に相当する額を超過する場合においては、當該三分の二に相当する額

に二分の一を乗じて得た額とする。

(地方公共団体が行う住宅の建設に要する費用の補助)

第十六条 法第十五条第一項第一号ロに規定する会

員についての政令で定める要件は、当該会社が

株式会社である場合にあっては、總株主の議決權

に占める市町村があることとする。

第十七条 法第十六条第一項の政令で定める者

は、一般社団法人又は一般財團法人である場

合にあっては、一般社団法人であつてその社員の

うちに市町村があることとする。

第十八条 法第十六条第一項の政令で定める者

は、一般社団法人又は一般財團法人である場

合にあっては、一般社団法人であつてその社員の

うちに市町村があることとする。

第十九条 法第十七条第一項の政令で定める者

は、一般社団法人又は一般財團法人である場

合にあっては、一般社団法人であつてその社員の

うちに市町村があることとする。

第二十条 法第十七条第一項の政令で定める者

は、一般社団法人又は一般財團法人である場

合にあっては、一般社団法人であつてその社員の

うちに市町村があることとする。

第二十一条 法第十七条第一項の政令で定める者

は、一般社団法人又は一般財團法人である場

合にあっては、一般社団法人であつてその社員の

うちに市町村があることとする。

第二十二条 法第十七条第一項の政令で定める者

は、一般社団法人又は一般財團法人である場

合にあっては、一般社団法人であつてその社員の

うちに市町村があることとする。

第二十三条 法第十七条第一項の政令で定める者

は、一般社団法人又は一般財團法人である場

合にあっては、一般社団法人であつてその社員の

うちに市町村があることとする。

第二十四条 法第十七条第一項の政令で定める者

は、一般社団法人又は一般財團法人である場

合にあっては、一般社団法人であつてその社員の

うちに市町村があることとする。

第二十五条 法第十七条第一項の政令で定める者

は、一般社団法人又は一般財團法人である場

合にあっては、一般社団法人であつてその社員の

うちに市町村があることとする。

第二十六条 法第十七条第一項の政令で定める者

は、一般社団法人又は一般財團法人である場

合にあっては、一般社団法人であつてその社員の

うちに市町村があることとする。

第二十七条 法第十七条第一項の政令で定める者

は、一般社団法人又は一般財團法人である場

合にあっては、一般社団法人であつてその社員の

うちに市町村があることとする。

第二十八条 法第十七条第一項の政令で定める者

は、一般社団法人又は一般財團法人である場

合にあっては、一般社団法人であつてその社員の

うちに市町村があることとする。

第二十九条 法第十七条第一項の政令で定める者

は、一般社団法人又は一般財團法人である場

合にあっては、一般社団法人であつてその社員の

うちに市町村があることとする。

第三十条 法第十七条第一項の政令で定める者

は、一般社団法人又は一般財團法人である場

合にあっては、一般社団法人であつてその社員の

うちに市町村があることとする。

第三十一条 法第十七条第一項の政令で定める者

は、一般社団法人又は一般財團法人である場

合にあっては、一般社団法人であつてその社員の

うちに市町村があることとする。

第三十二条 法第十七条第一項の政令で定める者

は、一般社団法人又は一般財團法人である場

合にあっては、一般社団法人であつてその社員の

うちに市町村があることとする。

第三十三条 法第十七条第一項の政令で定める者

は、一般社団法人又は一般財團法人である場

合にあっては、一般社団法人であつてその社員の

うちに市町村があることとする。

第三十四条 法第十七条第一項の政令で定める者

は、一般社団法人又は一般財團法人である場

合にあっては、一般社団法人であつてその社員の

うちに市町村があることとする。

第三十五条 法第十七条第一項の政令で定める者

は、一般社団法人又は一般財團法人である場

合にあっては、一般社団法人であつてその社員の

うちに市町村があることとする。

第三十六条 法第十七条第一項の政令で定める者

は、一般社団法人又は一般財團法人である場

合にあっては、一般社団法人であつてその社員の

うちに市町村があることとする。

第三十七条 法第十七条第一項の政令で定める者

は、一般社団法人又は一般財團法人である場

合にあっては、一般社団法人であつてその社員の

うちに市

